

関与先を守る東税協の事業

経営者のための  
退職金制度

# 退職後の生活資金は万全ですか？ 小規模企業共済制度

関与先にお勧めください



小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、事業をやめたり、退職した場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

### 手数料をお支払します!

新規加入及び増額を取りまとめていただいた組合員及び準会員に取扱手数料をお支払いします。請求書は東京税理士協同組合のホームページからダウンロードできます。

- ①この制度は、常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業は5名以下)の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額は、1,000円~70,000円の範囲内で、500円単位で自由に選べます。
- ③いざという時に掛金合計の一定の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**(中小機構) 共済相談室 **TEL.050-5541-7171**

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 **東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011**

## 税理士業務に関する専門書店

# 東税協直営売店をご利用ください



直営売店で購入の際には  
「特別優待券」が  
ご利用いただけます  
有効期限は  
平成29年6月30日

### 組合員、準会員には3つの特典

- 1. 一部の商品を除き定価の10%割引
- 2. 1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
- 3. 代金後払いサービス



今年は、通常の優待券に加え、  
組合創立55周年記念の特別優待券も  
お送りしています。

ただ今、  
絶賛発売中!

## 2017年版 税務手帳

組合員価格 **814円**(税込)

お申込み・お問い合わせ先  
東税協直営売店 ☎03(3354)6141(代)

直営売店をご利用の際は **組合員証・準会員証をご提示ください**

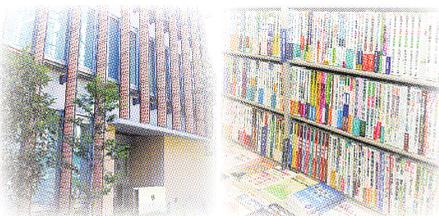
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



**東京税理士協同組合** <http://www.tozeikyo.or.jp>

### 組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館2階  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



### 直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446